

京都市収入役訓令第1号

会計室

区収入役

収入役事務の専決等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

京都市収入役 大槻 泰

題名を次のように改める。

会計管理者事務の専決等に関する規程

第1条中「収入役及び区収入役」を「会計管理者及び区会計管理者」に改める。

第2条の見出し及び同条第1項中「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第2項中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に、「うけなければならない」を「受けなければならない」に改める。

第3条の見出し中「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「収入役」を「会計管理者」に改め、「の各号」を削り、同条第2項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第3条の2の見出し中「収入役事務」を「会計管理者事務」に改め、同条中「収入役の」を「会計管理者の」に、「区収入役」を「区会計管理者」に改める。

第5条の見出し及び同条前段中「区収入役」を「区会計管理者」に改め、同条後段中「すみやかに区収入役」を「速やかに区会計管理者」に改める。

第6条の見出し及び同条本文中「区収入役」を「区会計管理者」に改める。

別表会計室次長の項中第13号を第14号とし、第4号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 歳入還付に係る支払に関すること。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(会計室)